

多子世帯に対する授業料等無償化に係る Q&A

1. 申請関係	
Q1:	多子世帯です。何もしなくても入学料と授業料は無償化になりますか？
A1:	なりません。申請が必要です。※Q2 参照
Q2:	多子世帯に対する授業料等無償化の申請をしたいです。どうすればよいですか？
A2:	新規に『日本学生支援機構 給付奨学金』に申請する必要があります。 給付奨学金に申請し、多子世帯として採用された場合、授業料が無償化となります。 ※既に日本学生支援機構の給付奨学生の場合は、申請不要です。
Q3:	申請期間はいつですか？
A3:	年に2回（春・秋）あります。 申請期間が近づきましたら、学生に対しメール等で周知いたします。申請開始日の前週には、窓口で申請書類の配付を行っております。
Q4:	多子世帯に対する授業料の無償化は、親の所得によらず支援を受けられると聞きました。多子世帯なら、申請すれば誰でも支援が受けられますか？
A4:	所得要件はありませんが、それ以外に要件があります。 「資産要件」や「学業要件」、「大学への入学時期等に関する要件」、「(外国人のみ) 在留資格等に関する要件」などがあります。また、採用後も、毎年、学力や家計状況、扶養状況等について確認を行います。そこで、対象外と判定された場合は、たとえ多子世帯であっても、支援が途中で停止することになりますので、ご注意ください。 ★詳細は→→ こちら
Q5:	過去に留年したことがあります。申請できますか？
A5:	基本的に、修業年限で卒業ができないことが確定している場合は、学業要件を満たさず、申請できません。但し、災害・疾病等のやむを得ない事由があり、それを証明できる場合は、申請できる場合があります。
Q6:	大学院生です。本制度の対象になりますか？
A6:	対象外です。
Q7:	留学生です。本制度の対象になりますか？
A7:	対象外です。

2. 授業料関係

Q8:	多子世帯に対する授業料等無償化に申請予定です。一旦授業料を納める必要がありますか？
A8:	通常、前期は5月、後期は11月に授業料の口座振替を行います。給付奨学金に申請した場合は、判定結果がでるまで、口座振替は行いません。多子無償化の対象と認定された場合はそのまま全額免除となり口座振替は行いません。不採用となった場合は、前期は8月下旬、後期は1月下旬に口座振替を行います。

3. その他

Q9:	多子世帯とは、どのような世帯をいいますか？
A9:	基本的に、学生の父母が扶養する子が3人以上いる世帯を指します。詳細は、学生総合支援センターHPでご案内しておりますので、まずはそちらをご確認ください。 ★多子世帯の詳細は→ こちら
Q10:	3人兄弟ですが、最近、兄が就職しました。多子世帯には該当しないでしょうか？
A10:	扶養から外れた兄弟姉妹は、カウントされないため、多子世帯ではなくなります。但し、多子世帯の判定には少し過去の扶養状況が使用されます。時期によっては申請して採用される場合もあります。詳細は学生総合支援センターHPでご案内しております。 ★多子世帯の詳細は→ こちら
Q11:	多子世帯に対する授業料等無償化の対象となった場合、過去に支払った入学料や授業料も無償化となりますか？
A11:	なりません。無償化の対象となるのは、申請して採用された学期分からとなります。遡って無償化となる制度ではありません。ただし、入学した年の春に申請し、多子世帯として採用された場合は、納付済みの入学料については返金致します。
Q12:	多子世帯に対する授業料等無償化の支援を受けるにあたり、気を付けなければいけないことはありますか？
A12:	日本学生支援機構 第一種奨学金（無利子）の貸与を受けている（受ける）場合、第一種奨学金の額が自動的に調整されます（これを、「併給調整」と言います）。調整後の額は0円や少額となります（★詳細はHPに掲載しています→ こちら ）。学生生活を送る上で、奨学金が不足するという場合は、第二種奨学金（有利子）等の申請をご検討ください。 また、年に1度、支援の継続が可能か学業成績を確認します。成績が基準を満たさない場合、支援の停止や廃止となります。さらに、学業成績が著しく不良でやむを得ない事由がない場合、無償化となった額の授業料の返還が必要となりますので、ご注意ください。

Q13 :	多子世帯に該当しているはずなのに、多子世帯と認定されませんでした。なぜですか？
A13 :	<p>多子世帯の考え方に、誤解がある可能性があります。まずは、HP で要件等をご確認ください。</p> <p>★多子世帯の詳細は→→こちら</p> <p>また、多子世帯の判定には、住民税情報が用いられております。年末調整や確定申告で、扶養親族の申告漏れがある場合、多子世帯であっても認定されません。また、申請者本人は、必ず生計維持者に扶養されている必要があります。</p> <p>※本制度でいう扶養とは、健康保険の扶養ではありません。</p>

(2025.5.12 版)